

被爆者の介護保険利用時の公費負担等

令和3年4月

愛媛県に居住する被爆者（被爆者健康手帳所持者）の方が介護保険の次のサービスを利用した場合、事業所へ被爆者健康手帳、介護保険証等を提示することにより、利用時の1割から3割の自己負担なしにサービスを利用できます。〔現物給付〕

既に被爆者から利用料を徴収している場合などは、被爆者からの申請により、自己負担分を県からお戻しすることもできます。〔償還払い〕

※ 訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問事業を利用する場合は、低所得者を示す、県発行の「被爆者訪問介護利用助成受給者証」の提示が必要です。〔障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置（特別対策）の「訪問介護利用者負担減額認定証」所持者を除く。〕低所得者とは、その属する世帯の生計中心者が所得税非課税である方（生活保護受給世帯を含む）となります。

介護保険法での区分		利用時自己負担 (1～3割)	保険給付対象外費用	備考	
福祉系サービス	居宅系	訪問介護（ホームヘルプ）	自己負担	被爆者介護保険等利用助成事業としての取扱い ◎現物給付開始 平成14年5月審査分から (平成14年4月利用分) ◎公費負担者番号 <u>81386013</u> (注)被爆者健康手帳に記載の <u>19386010</u> を上記の 番号に読み替え ◎介護給付費請求先 愛媛県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 愛媛県から介護保険法に基づく指定を受けた指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、介護老人福祉施設、 地域密着型介護老人福祉施設	
		介護予防訪問介護（ホームヘルプ）			
		第1号訪問事業(サービス種類コードA1及びA2に限る)			
		通所介護（デイサービス）	自己負担（食費等）		
		介護予防通所介護（介護予防デイサービス）			
		認知症対応通所介護			
		地域密着型通所介護			
		介護予防認知症対応型通所介護			
		短期入所生活介護（ショートステイ）			
		介護予防短期入所生活介護（介護予防ショートステイ）			
		小規模多機能型居宅介護			自己負担 (居住費・食費等)
		介護予防小規模多機能型居宅介護			
		認知症対応型共同生活介護			
		介護予防認知症対応型共同生活介護			
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)			
		第1号通所事業(サービス種類コードA5及びA6に限る)	自己負担 (居住費・食費等)		
	施設系	介護老人福祉施設			
		地域密着型介護老人福祉施設			
	医療系サービス	居宅系	訪問看護	自己負担	原爆医療費（一般疾病）としての取扱い ◎公費負担者番号 <u>19386010</u> ◎介護給付費請求先 愛媛県国民健康保険団体連合会 ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関
介護予防訪問看護					
訪問リハビリテーション					
介護予防訪問リハビリテーション					
居宅療養管理指導			自己負担（食費等）		
介護予防居宅療養管理指導					
通所リハビリテーション					
介護予防通所リハビリテーション					
短期入所療養介護					
介護予防短期入所療養介護					
施設系		介護老人保健施設	自己負担 (居住費・食費等)		
		介護療養型医療施設 介護医療院			